議案第５３号

上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について

上越市安塚雪だるま高原条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市安塚雪だるま高原条例の一部を改正する条例

上越市安塚雪だるま高原条例（平成１６年上越市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１５条関係）

<table>
<tr><th>施設の名称</th><th colspan="3">区分</th><th>単位</th><th>上限額</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="12">キューピットバレイスキー場</td><td rowspan="2">キューピットビレッジ</td><td colspan="2">宿泊利用</td><td>１人１泊</td><td>１５，７２０円</td><td>・飲食料金を除く。</td></tr>
<tr><td colspan="2">日帰り利用</td><td>１室１回</td><td>５，２４０円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">久比岐野</td><td colspan="2">宿泊利用</td><td>１人１泊</td><td>８，３８０円</td><td>・飲食料金を除く。</td></tr>
<tr><td colspan="2">日帰り利用</td><td>１室１回</td><td>２０，９６０円</td><td>・午後４時までの利用及び午後４時からの利用をそれぞれ１回として計算する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入浴利用</td><td>中学生以上</td><td rowspan="2">１人１回</td><td>６００円</td><td rowspan="2">・３歳未満の乳幼児は、無料とする。</td></tr>
<tr><td>小学生以下</td><td>３５０円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">センターハウス</td><td colspan="2">食堂</td><td rowspan="5">１回</td><td>１０４，７７０円</td><td rowspan="5">・占用利用する場合に限る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ホール</td><td>５２，３９０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">休憩室</td><td>５２，３９０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">プラザ２</td><td>５２，３９０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">プラザ３</td><td>５２，３９０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">ゴンドラ</td><td rowspan="2">１人１回</td><td>２，１００円</td><td rowspan="2">・未就学児は、無料とする。
・ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">リフト</td><td>１，０５０円</td></tr>
</table>

	テニスコート		１面２時間	２，１００円	・利用時間が２時間に満たないときは、２時間として計算する。
	サマーボブスレー		１回	５３０円	・リフト代を含む。
	パークゴルフ			１，０５０円	
	ふれあい昆虫館		１人	３２０円	・未就学児は、無料とする。
棚田動植物公園	キャンプ場	火炊き場及び炊事場	１人	５３０円	
菱ヶ岳グリーンパーク	キャンプ場	貸テント	１張	２，１００円	
		テント持込み		７４０円	
		火炊き場及び炊事場	１人	１１０円	
ゆきだるま温泉雪の湯	浴場	中学生以上	１人１回	７００円	・３歳未満の乳幼児は、無料とする。
		小学生以下		３５０円	
	広間		１室１回	３１，４３０円	・午後４時までの利用及び午後４時からの利用をそれぞれ１回として算出する。
	個室			３１，４３０円	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。